

第8回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年5月2日（木）9:30～11:48

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、翁百合、
佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、
松村敏弘、森下竜一

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣
山際内閣府大臣政務官

（参考人）山口洋JPホールディングス代表取締役

（経済産業省）松尾産業技術環境局環境政策課長、
村上商務流通保安グループ電力安全課長

（環境省）鎌形大臣官房審議官、上杉環境影響評価課長

（厚生労働省）鈴木大臣官房審議官、橋本保育課長、中井職業家庭両立課長、
友藤福祉基盤課長

（事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、
中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官

4. 議題：

（開会）

（1）石炭火力発電に対する環境アセスメントについて

（2）保育に係る規制改革について

（3）各ワーキング・グループ中間報告

（4）「規制改革実施計画」について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 定刻でございます。第8回規制改革会議を開会いたします。

本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席でございます。また、大崎委員、金丸委員が御欠席であります。

それでは、始めに稲田大臣から御挨拶をいただきます。

○稲田大臣 皆さん、おはようございます。

委員の皆様方お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。今日は石炭火力発電に対する環境アセスメントについて、経済産業省及び環境省から、両省から御報告を伺った後に、保育に係る規制改革についての会議としての見解を審議していただくことになっております。

規制改革会議で様々なことについて、また、ワーキング・グループでも非常に精力的に御審議いただいていることに感謝いたしております。いよいよ中間報告等も上がってきて、規制改革会議としての取りまとめも佳境に入ってくるのではないかと考えております。ひるまず、大胆に改革を進めていくということで、本当に今回はきちんと一つ一つ、結果を出していく規制改革にしていきたいと思いますと思っております。

また、今日は政府として規制改革実施計画の策定を御提案させていただくことにいたしております。当会議と政府一丸となって実効性のある改革に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今日も皆さん方の忌憚のない、そして建設的な御意見をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○岡議長 大臣、ありがとうございました。

誠に申し訳ございません。メディアの方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、毎回のことでございますが、私から御報告がございます。

4月17日及び23日に産業競争力会議が開催されましたが、今回も私から規制改革会議の活動報告を行いました。そのときの資料をお手元にお配りしておりますので、適宜御参照ください。

また、本会議で取り組む最優先案件のうちの電力システム改革については、既に皆さん御存じのように関連法案が国会に提出されており、現時点で当会議として対応の必要はないと思われまので、当面、審議の対象としないこととしたいと思います。ただし、引き続き状況を見守りつつ、必要な場合はしかるべく対応をしていきたいと思います。

それでは、これから議事に入ります。議題1の石炭火力発電に対する環境アセスメントについて、4月1日に取りまとめた見解において、1カ月以内に結論を得るよう経済産業省及び環境省に要請しておりますので、本日は両省から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○環境省（鎌形審議官） 環境省でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

石炭火力の環境アセスメントについてでございますけれども、経済産業省と環境省、代表して私から御説明させていただきます。

本件につきましては4月1日に見解をいただいておりますが、私ども経済産業省と環境省の間で2月から局長級の会議を開きまして、課長級、担当も含めて随時検討を進めてまいりまして、4月26日、先週の金曜日になりますけれども、取りまとめて公表したことを御報告いたします。

まず資料1で御説明いたしますが、一番最後の紙を御覧いただけますでしょうか。燃料調達コスト引き下げに向けた当面のアクションプラン（抄）の紙をつけてございます。これは燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会議、官房長官、経産大臣、外務大臣、環境大臣からなる集まりで、全体的な燃料調達コストの引き下げについて議論して、4月26日にアク

ションプランという形で取りまとめられたものをつけてございます。この4月26日の会議におきまして、経産省、環境省から石炭火力の環境アセスメントについても取りまとめを報告したということでございまして、そのアクションプランの中ではこの紙の下の方に当面のアクションというところがございますけれども、下線部が2点ございますが、これがアクションプランに盛り込まれてございます。

まず1つは、環境アセスメントの手術期間短縮ということで、従来3年程度かかる火力のリプレースを1年強程度に短縮するなどの取組を行うということでございます。

1つ飛びまして3つ目のポツでございますが、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議の取りまとめ、これから追って御説明いたしますが、その取りまとめをもとに電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策の推進のために取り組むということと、環境アセスメントにおいて明確化されたCO2の取扱いに基づき適切に審査を行う。こういうことがアクションプランとして定められたということでございます。

中身についての御説明でございますが、資料1の1ページ目でございます。取りまとめの概要のペーパーでございます。

初めの3行でございますけれども、基本的な認識でございます。本件、関係局長級の会議は、東京電力による電源入札を中心に議論しました。ただ、本件の取りまとめ自体はそれ以外のものについても適用するという形で取りまとめてございます。

石炭火力に関しては安定供給・経済性に資するが、環境面に課題がある。いわゆる3つのEを両立させていかなければならないという認識でございます。

そして、このために本入札電源の必要性を確認しつつ、電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むための対応について、3Eについて取り組むための対応について両省間で議論をしたということでございます。

以下、大きく中身は電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策の在り方、環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い、その他ということで大きく3つになってございます。

その次のページから本文をつけてございますので、今の大きな3つの点を中心に御説明いたします。

1 ページ目は基本的な考え方を述べております。

2 ページ目の3ポツから御覧いただければと思います。電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策の在り方ということでございます。環境アセスメントを行う上で全体的な地球温暖化対策というものをどうしていくかということが、大きくかかわってくるわけでございますけれども、国の全体の温暖化対策の計画、目標は今ゼロベースで見直す作業をしていくということで、国としては今年末の条約の締約国会合、COP19までに見直していくことにしてございます。

(2) でございます。こうした国全体の計画・目標の策定とあわせて、特に電気事業分野については電気事業全体の実効性ある取組が確保されることが必要だという認識でござ

いまして、電力業界全体の枠組みの構築を促していくことが基本の考え方として考えられております。

具体的な枠組みの内容としては、国の計画と統合的な目標が定められているということ。それから、対策を実効あらしめるために新電力を含む主要事業者が参加する。特に新增設石炭火力からの電力調達を予定する電気事業者は確実に参加する。

③として、枠組み全体の目標に向けた責任主体が明確ということで、需要家に電力を販売する小売段階に着目することを想定しております。

④に目標達成について参加事業者が全体として明確にコミットするということで、目標達成の手段としては海外の削減による二国間オフセット・クレジットや、CDMの取得などが可能というようなことが想定されております。

⑤に新規参入者に対しても開かれており、かつ事業者の予見可能性が高い枠組みとすること。

こういった5つの要件を満たした枠組みの構築を促して、これを（3）ですが、新しい国の地球温暖化対策計画に盛り込んで、それを位置付けて、国においてもその取組をPDCAということでチェックしていく。こういうような全体の取組をすることが前提でございます。

その上で「4. 環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い」でございます。ここでは2点ございます。

1つはBATということで、事業者が利用可能な最良の技術（Best Available Technology）を採用していくということ。それから、国全体の計画に整合した取組をとることをアセスメントにおいて検討していくこととなります。

（1）はBATでございます。常に最新の技術進歩を促して、その中で対応していくということでございます。（2）でございますが、今後の発電技術の開発動向も勘案して、発電技術を3つに類型するということで整理していこうということでございます。

A、B、Cとございますが、Aは経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電機です。

Bとしては、今、動いているわけではございませんが、商用プラントとして着工済みの発電技術あるいは商用プラントとして採用が決定したアセスメントの手続に入っているもの。

Cはそれ以外の開発・実証段階の発電技術。こういうふうに分けて、これを最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況、いわゆるBATの参考表という形で経産省、環境省で取りまとめしていくということでございます。現時点のものは後ろにつけてございます。

そういった開発状況は規模や燃料種に応じて国が整理し、公表することにいたしました。そして、このA、B、Cに分類して整理、公表したものをもとに（3）です。竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、B、つまり今、着工済みなし手続に入っている技術の採用の可能性も検討する。その上でA、つまり今、動いているもの以上のものとするよう

に努めていく。こういったことを求めていくということでございます。こういったことでその内容を確認して審査を行っていくということです。Cについては事業者が自主的に採用を判断する参考情報として位置づけるということでございます。

(6)でございますけれども、このBATの参考表というのは発電設備メーカーや電気事業者等からのヒアリングをもとに、有識者の意見も聞きながら毎年度見直していくということでございます。

(7)でございますが、判断の時点でございますけれども、環境アセスメントの手続開始時点において判断を行うということでございます。

(II)は国の目標・計画との整合性でございます。

まず、国の目標・計画の達成に努めることを目的として、環境保全措置を検討しているという条件がございますけれども、それにつきましては冒頭に御説明いたしました5つの要件の枠組みに事業者が参加して、そのもとで二酸化炭素削減に取り組んでいくという場合には、その整合性が確保されているものと整理しようということでございます。

その枠組みが構築されるまでの間どうするかということでございますが、②でございます。そうした枠組みが構築された後は遅滞なく参加することを表明しているということ。それまでの間ですが、事業者が自主的な取組として、天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じる。クレジットなどでオフセットするというような場合には、国全体の計画と整合性が確保されているものと整理するというところでございます。

長期的には、ここがございますように2050年の目標ということがございますので、CCSの導入に向けた取組を国もしていくということでございます。

以上がアセスメントについての取扱いでございますけれども、5番目のCO2削減に向けたその他の取組ということで、海外における削減のいわゆる二国間オフセット・クレジットやCDMの取得等に係る枠組みの整理を国が進めるとともに、国、事業者で再エネ導入や省エネの取組、あるいは最新施設へのリプレイス、老朽設備の廃止あるいはバイオマス混焼といったことに引き続き努めることにしてございます。

また、地球温暖化対策推進法の排出抑制指針で、エネルギー転換部門についてもその指針を示していく。こういうことを定めたということでございます。

以上の内容に沿って両省協力して取り組んでいくことにしてございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの環境省、経産省合同で御説明いただいたわけでございますが、委員の皆さんからの御質問、御意見があればと思います。いかがでしょうか。

○安念委員 御説明いただいてどうもありがとうございました。大変美しくまとめていただいたというのが実感でございまして、この間の両省の御労苦に対して深く敬意を表します。

これは単に教えていただきたいというだけのことですが、4ページのⅡ(1)②の中に、下から2行目「天然ガス火力を超過する分に相当する純増分」というのは、もう少し噛み砕いて言うとうどういうことであるのかを教えていただきたい。それともう一つ、ここで言う純増分というのと、2ページ3.(1)の2行目の純増分というのとは、どういう関係に立っているのかを教えていただきたいと思います。

○環境省(鎌形審議官) まず4ページでございますけれども、純増分の説明ははしょってしまいましたが、下に注がございまして、注の2というところでございます、純増をどう考えるかでございますけれども、例えば今ある施設を代替するような形で作るという場合には、代替する、あるいは廃止するものと増えている場合の差となりますし、全くそういった代替というものが特定できない、つまり新設という具合にせざるを得ない場合には、その時点での最新の天然ガスを作った場合はどうか。それを超える分というようなことで整理をしております。よろしいでしょうか。

○安念委員 例えば100万なら100万のプラントを仮に最新鋭のガスにしたら、これだけのCO2が出る。それを石炭にしているの、この増分というのを純増分と考えるということですか。

○環境省(鎌形審議官) そのとおりでございます。後者については経済産業省から。

○岡議長 お願いします。

○経済産業省(松尾課長) 2ページの純増分でございますけれども、これは今後の目標をCOP19までに見直すとなっておりますが、その目標を検討する際に260万、石炭火力が入ることを前提にして、その分は当然CO2が増えるんだということで目標を検討するのではなくて、それは全体として国の中で他の発電所の発電の現状を含めて、どうしていくか考えていきたいと思いますというのを書いただけのことでございます。

○安念委員 そういう意味ですか。分かりました。

先ほどのリプレースならつぶす分と新設する分の差だと。これは大きくなるか小さくなるか分からないわけけれども、その差であると。何となく分かるような気もするのだけれども、しかしCO2というのは世界全体、日本全体、そこまででかいことを言わなくても、例えば電力業界、発電業界全体で減ればいいわけですね。そのリプレースというか代替するというのは、何もいわゆるリプレースのときにははっきりしているけれども、代替関係がはっきりしていないときには新しく作る分は全部増えたんだって、そういうものですか。つまり例えば新しい火力が100万できたとする。そうすると既存の例えば東電なら東電、東北電力なら東北電力の古い効率の悪い火力は休みましょう。あるいは出力を絞りましょうと言え、それが代替したことになるのではないですか。

○環境省(鎌形審議官) まず4ページの②に掲げてある考え方は、暫定的なものだというのがまず基本でございます。枠組みを作って、今おっしゃったように全体として管理していく。そのときには老朽火力を廃止する場合もあるし、運転のやり方を稼働を下げる場合もありますし、まさに海外のクレジットを調達してくる、様々なケースがあります。そ

れを全体で管理するというのが、そういう枠組みを作っていこうということなのですからけれども、それができるまでの間は、個々の事業者がそれぞれ暫定的に判断しなければいけないということで、そのときに特定できる場合には特定するし、できない場合にはある種1つの割り切りとして今、最新鋭のものを入れておいたらその差額というようなことで決めておるということをごさいます。

早く枠組みができれば、こういうことにならずに対応できていくことになろうかと思えます。

○経済産業省（松尾課長） 補足で1点だけごさいますけれども、そもそもアセスの実際に申請がかかってまいりまして、準備書が出てくるのは大体1年半とか2年かかってくるわけでごさいますけれども、そこまでは普通考えれば今の枠組みはできているはずであらう。万一できていなかった場合には、それに参加する、コミットする。しかもここで言っていますのは、万々が一、2019年に運開を予定しておりますけれども、2019年になってもまだ枠組みができていないことがあった場合には、その場合には現状よりも悪化しないという考え方で増える分をクレジットで買うことを考えてくださいということで、そんなことが起こることは私どももほとんど想定しておらないわけですが、物の考え方としてそういうことを整理したということをごさいます。実際にはこれが発動されることはまずないだろうと思っております。

○安念委員 分かりました。取り越し苦労だということがよく分かりました。ありがとうございます。

○岡議長 寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 私も大変いいおまとめだと思うのですが、2点ほど。

1つはリプレイスの場合のアセスの期間は3年から1年強程度に短縮。これは当然のことです。より環境負荷も軽くなる。また、省エネも進む、エネルギー効率もよくなる、エネルギーキャパも高まる。悪いことは1つもないわけです。

これはいつから適用するかが非常に重要でして、今、私の地元でもJパワーさんがリプレイスをしています。これは3年半と発表しているわけです。ようやく今、方法書が終わって準備書段階。これから評価書まであと1年3カ月かかるわけです。そうすると約束期間を当然渡過しているわけですからけれども、これには反対意見は1つも出ておりません。当然のことながら環境団体からも全く異論も出ていません。全てがクリアされている状況ですから、これは当然前倒ししていただけるのか。今やっているものでもできるか、というのが1つ。

2つ目は今、C分類になっていますIGCCの分野。これは技術的に推進をする。これは閣議決定にもなっています。どういう形で今後推進をされるのでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○環境省（上杉課長） アセスメント手続の迅速化の件につきましては、既に適用しております、例えば今お話がございましたようにねJパワー以外に既に動いているもので西

名古屋火力発電所というものがございます。これについては例えば県の審査もある程度頑張って短くしていただけるという話も聞いておりますし、我々もそれを受けて当然国の審査も短くするというので、既に実施をする。今のお話にございましたJパワーについても同様でございますが、ただ、調査については既に終わってしまっていて、それは手続に入っていて、その分を短縮というのは今回についてはもう終わってしまっているということで、その分は適用できないということでございますが、審査については既に出ているものについても適用していくという考え方でございます。

○経済産業省（松尾課長） 今お話にありましたIGCCを含めまして、まだまだ新しい技術はいろいろございますけれども、研究開発の支援ですとか導入支援を積極的に考えていきたいと思っております。

また、新增設につきましても、環境省さんともこのリプレースのもので今回短縮を決めました内容について活用できるものは活用していきたいということで合意いたしておりますので、なるべく早くできるところは早くしていきたいと思っております。

○寺田副大臣 地元の線表を見ても工事期間よりアセスの期間の方が長いのです。これは全く本末転倒でして、地元でもJパワーさんが発表された線表がありますけれども、なるだけ早く、これはリプレースですから、リプレースするだけでCO2の量は世界的にもかなり減るわけです。よろしくお願ひしたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

この資料の4ページの一番上の（7）について、確認を含めて教えていただきたいことがございます。

まず、ここのただし書きは非常に重要なただし書きだと思います。入札する場合には入札要綱等において技術要件を定めることとし、その時点でBATが採用されているか否かの判断を行うとなっている。この理解なのですけれども、その時点で3ページに書いてあるBATの（2）（3）について適切に判断されていれば、技術要件に書いてある技術をクリアしていれば、このBATの審査については基本的には通るという理解でよろしいですか。もちろんそこで何か嘘が書いてあったとか、そういうことがあれば別ですが、基本的にそのように適切に検討して、技術要件が定まれば、それをクリアすれば、もうこのBATに関しての審査は事実上終わっていると理解してよろしいでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○環境省（上杉課長） ここの部分につきましては、入札要綱等において技術要件を定める際に先ほど言いましたような（2）（3）の考え方をベースにそういう要件を定めていただきたいというのが趣旨でございますけれども、もちろんそれに沿って応札をされる方も検討されていく。そういうことが確保されるのであれば、問題ないという判断ができるだろうということでございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○岡議長 他いかがでしょうか。よろしいですか。

○安念委員 ではもう一つ。佐久間委員のおっしゃったことは決定的に重要で、ここで重要なのは技術水準のスペック決めと、それをどの時点で判断するかということです。それで今、佐久間委員が特にただし書きの点が重要だとおっしゃったのは、要するに準備書の段階で判断するとかそういう話ではなくて、入札する要綱、つまりは仕様書を公表する段階で、何がBATであるかを判断すればよろしいということをお確認になったのだと思います。

そこでBATの仕様が、ここは考え方については全く異論ないのですが、要するに平たく言えば3ページ4.(I)(2)の(A)でいいとおっしゃっているのですね。

○環境省(鎌形審議官) 文字どおり書いてございますように、Bについても採用の可能性を検討した上でA以上ということで、もちろんできる限りいいものを目指していただきたいというメッセージが込められています。

○岡議長 よろしいですか。

○安念委員 Aでいいという理解をいたしました。

○岡議長 思いとしてはBもというのは当然だと思います。ただ、規定としては、Aがミニマムリクワイアメントだということですね。

他はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。議長としても、今回の私どもの見解に対して、非常に真正面から、かつ短期間で方針をこのようにお出しいただいたことに対し、まず感謝したいと思います。あとはこれで実際に高効率の石炭火力の新設が増設も含めて迅速に行われることを期待しております。

C02問題につきましては地球規模で考える部分が大きいですので、日本としての方針等々も大変重要であります。高効率の石炭火力の技術を海外に展開することによって地球規模でのC02削減に貢献することも大変重要であると思います。

先ほどもありましたけれども、二国間のクレジットあるいはCDMにつきましても、かなり国の役割の部分が大いわけでありますが、そのもとで事業をする立場の我々が二国間クレジットを確保する、あるいはCDMを確保して、日本国内のC02削減に貢献することはどんどんやらなければいけないと思っております。我々としましても、地球規模のC02削減に貢献しながら、かつ、日本のエネルギー、先ほどおっしゃられた3Eの考え方でやっていきたいと考えておりますので、引き続きの御指導をお願いしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

(説明者交代)

○岡議長 それでは、議題2に移りたいと思います。

保育に係る規制改革でございます。本日は山口参考人にも御同席いただいております。

まず、厚生労働省から、我々が提示した論点への対応について御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○厚生労働省 厚生労働省の審議官の鈴木でございます。よろしくお願いたします。

先生方のお手元に資料2ということで用意をさせていただいております。2つありまして、1つは先ほど岡議長からありました論点整理に対する当省の考え方と、この資料の一番後ろにカラー刷りで1枚両面ございますけれども、去る4月19日に安倍総理から発表されました、待機児童解消加速化プランについて資料をつけてございます。本日この加速化プランにつきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、資料2の1ページ目にお戻りいただきまして、論点に対する考え方の要点を簡単に御説明いたします。

まず1点目、お示しいただきました保育環境格差是正のためのガイドライン策定、いわゆる株式会社の関係でございます。これは1ページ目の一番下の5を御覧いただいたら分かりますけれども、地方自治体で積極的かつ公平・公正な認可制度の運営をしていただく。こういったことを認可権者である都道府県に対してお示しする。この場合、先般の法改正を踏まえた国の考え方をお示しするという。申請を経由する市区町村に対しても徹底していただく。こういった通知を発出したいと考えてございます。

2ページ目、第三者評価の充実についてでございます。3番目からございますように、一定期間の実施率目標を定めて推進する。こういう考え方は非常に重要だと思っております。このため、評価の在り方を見直しまして、目標数値の設定を可能とするような条件整備、下に①、②、③と書いてございますけれども、コストの負担の在り方も含めまして、こういった条件整備を進めてまいりたいと考えてございます。

3ページ、待機児童が多い地域での特例的・時限的規制緩和でございます。従来から御説明申し上げておりますように、1にございますが、待機児童の問題は多様な主体に参入していただいて保育の量を拡大すること、それから、保育の質確保を願う保護者の声に応える。この両立を図っていくことだろうと思っております。

そこで保育士の確保等につきましても配置基準自体の見直しにつきましては、やはり保育の質確保の保護者の声に応えることには、必ずしもならないのではないかと考えています。そういった考え方で先ほど御紹介いたしました待機児童解消加速化プランというものを打ち出しておりますので、これについて基本的に認可外の保育所につきましても、できるだけ速やかに保育士の体制整備を図っていただいて、最終的には認可保育所あるいは新制度の給付への移行を目指していただく。こういったことを可能にする条件整備を図ってまいりたいということでございます。

この関係で4ページでございますけれども、早朝、夕方の特別保育部分についての御指摘もございました。この問題は必ずしも最低基準の問題ではなくて、むしろ早朝、夕方に保育所に体制整備を図っていただくことに対しまして、私どもが用意している補助金が薄いという御指摘だと理解をしております、この点につきましても安定財源の確保をした上で、ここを応えられるようにしてまいりたいと思っております。

5ページ、パートタイム保育士の問題であります。今の基準でも短時間勤務の保育士を充てることができるようになっておりまして、ただ、その際に2にございますように、保

育の内容面と安全面との両立を確保していくということで進めております。いずれにしましても、今の基準で短時間勤務の保育士の活用を図りながら、常勤と短時間が協力しまして、安定的に保育が行われるように十分対応してまいりたいと思っております。

6 ページ、潜在保育士について保育士リストの更新という御提案をいただいております。これは非常に有効な方策の1つであろうと思っております。先般の補正予算でもその推進のために御活用いただける財源を用意しておりますので、これを御活用いただくことによりまして、御指摘の取組を推進していきたいと思っております。

保育を利用される方で、パート労働者の方も利用しやすいようにという御指摘でございます。これは今の制度でも基本的に柔軟に対応できますけれども、さらに新制度において短時間認定といった仕組みも含めまして、十分に対応できる枠組みは用意できていると思っておりますが、この問題は4にございますように、そもそも保育の絶対量が不足しているというのが一番のネックでございますので、先ほど来、御紹介申し上げております加速化プランによりまして、とにかく保育の量拡大を図って、このパートタイムの方々へのサービス提供を含めて解決を図りたいと思っております。

7 ページ、認証保育所とか認可外で働く保育士の方の保育士資格取得を容易にしていくということで、これも非常に大事な観点で、このための工夫をしてみなければならないと思っております。

2 に書いていますように、今でも通信制の受講料の補助とか、代替要員確保の支援をいたしております。これも基本的に加速化プランでさらに充実を図ってまいりたいと思っております。

御提案の試験回数2回ということについて検討してみましたが、実施経費が2倍になりますが、受験者数が必ずしも2倍にならないということで、そうしますと個々の受験者の方の負担増になることから、その問題をどう考えるのかなというのが難しい点かなと思っております。

もう一つ、合格した科目の免除期間の延長の問題でございます。これについては予断なく専門家の御意見を伺って対応してまいりたいと思っております。

8 ページの6 番目でございます、登録証の交付までに2カ月を要する。これを大幅に短縮すべきという御指摘でございます。これは現在、登録事務処理センターというところでやっております。この体制強化を図っていく必要があるだろうと思っておりますので、同センターに実情を確認しながら、これを検討・対応してまいりたいと思っております。

9 ページ(7)で、待機児童が多いにもかかわらず、いわゆる上乗せをしている自治体につきまして、むしろ量確保に重点を置いたガイドラインを示したらどうかという御提案でございます。

従来から御説明申し上げておりますように、地方分権との関係で大変難しい問題が横たわっております。いわゆる地方分権の法改正の中で、基準について条例で定めるとされております。当然、自治体は地域の実情に応じて設置時の条例を定めております。この条

例は言うまでもございませんけれども、住民の代表となります地方議会の議決を経て制定いたしております、運用に当たりましては質確保と同時に需要にどう応えていくか、量確保も含めて自治体で判断、運用されていると理解しております。

こうした中で、国として何らかの優越的な立場から一定の方向性を示すことになると、これは地方分権の精神に抵触するといった難しい問題があるのではないかと考えてございます。

8点目でございます。いわゆる避難用外階段を設けろというような設置基準があることについての御指摘であります。これは保育所、乳幼児を含みますいわゆる避難弱者の施設でございますので、建築基準法の上乗せ規制をしてございますけれども、これを地方分権の中で参酌基準にしたときに、国会審議の中でこの基準をもっと厳しくしなくて大丈夫なのかというような厳しく精査をされた経緯がございます。

しかしながら、規制につきましてはとにかく技術の進歩とか状況の変化に応じて不断の見直しをしていくことが必要だろうと思っておりますので、御指摘の点につきまして専門家の御意見ですとか研究結果を伺って、必要な手順を踏みながら予断なく検討・対応をしてまいりたいと思っております。

11ページ、大きな4番で保育料の適正水準の確保ということで、いわゆる認可保育所の保育料と認可外の自治体が独自でやっておられる保育所の保育料。これは認可外の方が高くなっているということで、この是正をするためのガイドラインを示すべきではないかという御指摘でございます。

保育の費用につきましては、先ほどの自治体の上乗せ規制と同様に、それぞれ地方議会の議論を経まして、自治体の財源を確保した上で利用者水準を設定しておられる。要するに国の制度に由来するというよりは、各自治体の事情に由来してこういった状態が生じているという問題だろうと思っております。

こうした中で国がどういう立場をとるべきかということでございますけれども、これも先ほどの上乗せの問題と同じでございます、何らかの優越的な立場からあし、こうしろということになりますと、地方分権の精神との関係からいきまして差し控えるべきではないかという御議論があるのだろうと思っております。

12ページの社会福祉法人の会計情報の公開でございます。この点につきましては御指摘を踏まえまして、全ての法人で何らかの形で公表が行われるようにしてまいりたいと思っております。この公表を効果的に進めるための具体的な方策について取り組んでまいりたいと思っております。

13ページ、最後でございますが、これは先ほどの避難用外階段につきまして、認可保育所だけではなくて、事業所内保育所にも同じような基準がございます。これにつきましては認可保育所の基準を見直しますので、当然それが反映されていくことになるだろうと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質問、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大田議長代理 全ての検討課題について前向きに御検討いただきまして、ありがとうございました。

1点確認ですが、1ページ目の保育環境の格差、株式会社参入が阻害されないようにということで、都道府県に通知を出してくださるということですが、これは直ちにやったださるということでもよろしいですね。

○厚生労働省（鈴木審議官） これは大臣とも相談しておりますので、明日出せるかとというもまた別ですけれども、速やかに出したいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今の大田議長代理が御指摘になったところと同じなのですけれども、1ページ目の問題は国から都道府県、さらに一番重要な東京都において区に実質的な実務がおりていることがよく分かったわけですが、その点で今、御指摘された通知というのは非常に重要だと思います。特に東京に関しましては区に対しての通知が非常に重要だと思います。

その中身なのですけれども、考え方を通知するということだと思いますが、一番重要なのは応募のときに株式会社を排除しているところがありますから、それを排除してはいけないという通知。これが明確に盛り込まれることが重要だと思います。是非その点を明確にした通知を出していただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○厚生労働省（鈴木審議官） 従来から御説明申し上げておりますように、「いけない」という受けとめといいますか、そこら辺の自治体への発信の仕方だと思います。お言葉どおり受け取って「いけない」となりますと、これは禁止になりますので法律が必要になりますので、ここの問題は2年後に法律がそうなることが分かっている、かつ、その地域で子供に対して保育サービスが提供できていない状態がある。そののころをよく考えて、法律の精神を先取りして、今から公平・公正な積極的な運用をしていただくべきであるという通知になると思います。

これが今の法制のもとでできる限度でございまして、それはきちんとやってまいりたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 大変前向きなお話をいただきまして、素晴らしいお話ではないかと思うのですが、今回、東京と横浜の話が出ているのですけれども、関西の話がほとんど出てこなくて、大阪も身近ではかなり待機児童が実際にいますので、大阪とか福岡とか、他の大都市圏に関しましても調べていただいて、適切なガイドライン等を出していただければと思

ます。

○岡議長 何かコメントがございましたら。

○厚生労働省（鈴木審議官） まさに先ほど御紹介した加速化プランを総理に打ち出していただきましたので、これを各自治体に御説明に回っております。その中で先生から御指摘のありました自治体の実情把握、それから、この加速化プランに乗っていただくことがとにかく一番の近道だと思っておりますので、今の御指摘も踏まえて十分対応したいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 前向きでないところが2カ所ありまして（7）のガイドラインです。これは当然自治体権限であることは百も承知です。ただ、待機児童がたくさんいて、かつ、上乗せしているとか、もちろん上乗せするかどうかは自治体権限です。それは条例必置です。ただ、こういう状況であることを十分勘案して、総理指示が出ているわけですから、そういうノーアクションレターを出すことは当然法的に可能であり、金融の世界ではよくやっておりますけれども、その点はどうか。

あと、ほとんどゼロ回答だった配置基準。ではなぜゼロ歳児3人に1人はよくて4人に1人は駄目なのか。もちろん重大な安全上の問題が生じたときは医療行為としてのドクターが対応するわけで、保育士の範疇ではないわけです。なぜ4人を1人が見られないのかという議論をしていないですね。なのでここは是非継続検討にさせていただかないと、ここがネックになっているところもあるわけです。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 自治体との関係につきましては、御指摘いただきました国ができるのは情報の提供、公表というのは非常に重要な役割だろうと思っております、その点についてはきちんとやってまいりたいと思います。それによりまして、それぞれの自治体の御判断というものもあるのかなと思っております。

それから、設置基準自体の問題でございますけれども、これは実は加速化プランを出させていただくときにも官邸の方ともいろいろやりとりいたしましたが、やはり保護者の方の規制緩和に対する心配の声が高いう問題がございますのと、とにかく今、保育の量を増やしていかなければいけない。増やしていくのに基準を緩和するというベクトルというよりは、きちんと国が支援をしていって、自治体と一緒にこれを強力に進めていくというのが、総理の発表された加速化プランであろうと思っておりますので、まず当面これに全力を上げたいと思っております。

ただ、副大臣が御指摘になりました未来永劫この基準で揺るぎないものなのかというのは一般論でございますけれども、それは予断なくその時々状況に応じて見直していくというのは当然のことだろうと思っております。

○寺田副大臣 不安に対応するのは保育士の役目ではないわけです。ですから、それは当

然継続検討にしていただかないと、ゼロ歳児は現実動かない、駆け回らないわけですから、4人を1人が見られないことはないと思います。

○岡議長 今のは、副大臣の御意見ということで。

○厚生労働省（鈴木審議官） 1つだけ申し上げますと、国際的に見ても我が国のそのゼロ歳児の基準は決して厳しい基準ではございませんので、また専門的な見地も含めて、それは不断の検討が行われるべきだと思います。

○岡議長 翁委員、どうぞ。

○翁委員 ありがとうございます。

確認でございますけれども、12ページで社会福祉法人の全ての法人について財務諸表の公表が行われるように対応していただけるということでございますが、これは保育サービスだけではなくて、他の介護サービスなどを提供している社会福祉法人も、同時に考えておられるということによろしいでしょうか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 保育に限らず、全部ということで考えております。

○岡議長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 同じ12ページなのですけれども、「迅速に」ということのスピード感です。財務諸表は通常すぐ出せと言えども今日にでも出せるようなものですし、各団体は持っていると思います。ですから猶予を与えたとしても、2カ月以内に公表しろというのは全く遅いことではなく、1週間以内でもできることだと思うのですけれども、どのぐらいの期間をお考えでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） これは要するに公表を義務づけというのではありませんが、全て対応していただくこととなりますので、まずは対象者にきちんと周知徹底と理解と、公表していくに当たっての枠組みを整備したいと思っています。これはいたずらにおくらせるという意味ではなく、ここに書いてございますように、効果的に進める具体的な方策を今年度検討したいと思っています。それを含めまして来年度当初ぐらいには、全ての法人できちんと公表ができるような段取りにしたいと思っています。

○岡議長 納得していないようですが。

○安念委員 驚くべきだと思います。だって財務諸表はあるんですよ。あるんだから例えばウェブを開設しているところはそこに上げろと。それから、お母さんやお父さんに紙で配ってもいいと。とにかくすぐやれと言ってできないことがおおよそあり得ない話。

○佐々木委員 そうだと思うのです。今、もし例えば1カ月以内にプリントで、ウェブを作る技術がないですとかおっしゃるのであれば、別にその機関の掲示板か何かに明日コピーを貼っておいてください。これがもしできなければ、その団体はおかしいということですから、それをすぐにできるかできないかが重要であって、その人たちに何カ月も差し上げて体裁整えたり準備すること自体が組織としておかしいと思うのです。なので、これは本当に掲示板には今週中に貼れと。ウェブに上げるのは2カ月だというのは、私は一般

的に全くおかしくないリクエストだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） これは今、全くそういった取組のないところに求めるわけでありますので、しかもやる以上はきちんと全ての法人にきちんと対応していただきたいというのが私の考え方であります。そうしますと、是非御理解いただきたいのは、そこには一定の準備期間もかかることを御理解いただきたいと思います。国が単にやれと言って、それで明日からやれるという話でもないと思いますので、その一定の準備期間については是非御理解いただきたい。効果的にやるためにも御理解いただきたいと思います。

○安念委員 ナンセンスですよ。やれるところからやらせばいいのです。そんな1カ月も2カ月もかかってやれないなんてところは、そもそも話にならないという評価になるのは当然です。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 失礼しました。問題を取り違えていまして、安念先生おっしゃるようにやれるところからやるというのはできると思います。私が申し上げているのは、全ての法人についてきちんといいですねというのは、一定の準備期間が要りますので、そういう御理解をいただければいいと思います。

○安念委員 だから御理解なんかしてもらわないのです。やれと言えばいいのです。やれないところがあるのなら、そもそも財務諸表がないことになってしまうのだから、そんなの初めから団体として存続している意味がないのだからいいのです。全部に行き渡る必要なんかない。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） やれるところはすぐ速やかにというのは、それは御指摘のとおりでありますので、結構でございます。

○岡議長 私もこの問題に大変関心がありまして、今までいい加減過ぎたなという思いがあります。したがって、全ての社福を対象に財務諸表の公表をするという方向を打ち出されたこと自体はすごいことだと評価しております。

今、安念委員が言われましたが、私も財務諸表がないところがたくさんあるという認識です。持っているけれども公表していないというよりも、ないのではないかとというぐらいに思っていて、あるのだったらすぐ出せるという話になってしまうわけですが、なかなかそこまでいっていないところもあるようなので、先ほど佐々木委員からの御指摘にあったように、もう少し早くやっていただいたらどうか。準備期間が必要だということもありますけれども、ただ、私はできるところからよりも、この際、全てを対象としてやるという方向は尊重したいのです。

○山口参考人 私は社会福祉法人の理事長もやっておりますので財務諸表のことは分かっているつもりなのですが、我々は都道府県に対しても年1回提出しておりますので、都道府県のレベルで全部把握して、その資料を持っていらっしゃるのではないのでしょうか。それを公表するだけだと思うのです。

○岡議長 いかがでしょうか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県と申しますか、所轄庁に対して年1回提出する、報告をするという形になってございます。

今回もともと社会福祉法人に対して自主的にインターネット等を通じて公表してくださいということでお願いをしております。さらに今後それを強めて指導をしていきたいと考えてございまして、当然できるところからやっていただくというのは御指摘のとおりでございますので、前向きに対応させていただきたいと考えています。

○安念委員 それは困りますね。とにかく見たいだけなのだから、誰が発表する名義人か何かどうでもいいのです。要するに情報のあるところを出せばいいのです。全部都道府県が把握しているなら、都道府県に出させればいいではないですか。何のコストもかからないでしょう。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県から出していただくのに、やはり一定の協議も必要になってまいりますので、それよりは各法人にお願いをしていく形を今、考えています。

○安念委員 47の主体と協議するのと、万の単位ある法人に言うのと、どちらがコストとして安いですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県が所轄庁ではございませんので、現在、市が所轄庁になってございます。

○安念委員 そんなのどっちでもいい。

○岡議長 鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 教えていただきたいのは、財務諸表という場合にどういう数字を発表しなければいけないのかとか、ひな形というのはきちんと定められたものがあって要請というか、公表の仕組みになっているのか。財務諸表を出せばいいと。それぞれのところがみんな別の基準で違うものを作ってという形になっているのか。そこはどういう、事実確認だけなのですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 現在、財務諸表を自主的に公表してくださいという形にはなってございますが、フォーマットは特段お示しをしておりません。ですから、その辺を整えたり条件整備をする必要、関係者の御理解も必要だと考えて、一定のお時間をいただきたい。都道府県から出していただく、自治体から出していただくことになれば、自治体が主体になりますので、その辺の御相談もさせていただきたいと考えています。

○岡議長 会計基準というものが決まっているわけですから、山口さん、もしも違ったら言ってほしいのですけれども、社福であろうと何であろうと、法人ですから会計基準があって、その会計基準にのっとって財務諸表を作成しているはずなのです。ただ、今までは、先ほど言い過ぎだったかもしれませんが、従前のやりとりの中では作っていないところもありそうな感じがしたものだから、それよりもまずきちんと作り、ここには触れていませんけれども、私はとりあえずこれでもいいと思っているのですが、本来だったらその財務諸表が正しいかどうかという意味で、会計監査をきちんとしていただいて、それで発表し

てもらったらよりいいわけですね。

ところが、それをやったらますます時間がかかりますから、とりあえずは会計監査される前の段階であったとしても、国の会計基準に基づいたものを作らせようという鈴木審議官の御説明を私はそう受けとめたわけです。そうすると多少時間がかかるかもしれない。ただし、全ての社福が対象だというのは素晴らしいことだと思っています。今まではそこまで全く期待していませんでした。ある程度の規模がなければ難しいのではないとかいう話を今まで聞いていましたから。でも、全てを対象にするのだったら、例えば2014年度、3月決算ならば15年3月期のところで全部この財務諸表を公表させると言ったら、これは素晴らしい前進だと思います。

もちろん、そんなに待っていなくてもできる場所があったら、どんどん出してもらったらよろしいですけども、いわゆるデッドラインとして全ての社福を対象として、例えば15年3月期には全部やりますというような基準に従ってやっていただいたら私はすごい改革だと思います。いかがでしょうか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 考え方は御指摘があったとおりで、そういう方向でやってまいりたいと思っております。

○佐久間委員 今の点なのですけれども、今、議長の言われたこともそのとおりだと思いますが、一番単純なのは、都道府県に既に出したものの直近版を単純に公表すればいい。その公表方法はウェブでもいいし、その施設の掲示板に貼るのもいいですし、誰でも見られるようにすればいい。単純にそういうことだと思うのですが、それであれば多分明日にでもできるということだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○岡議長 いかがですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 関係者にまず周知をしないと、そこは明日とかそういうレベルでは対応できないかと思っておりますが、関係者とよく相談して早めに公表をさせていただくという形で。

○安念委員 あなた言っている関係者って、何のことですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） これは団体とかその辺にもお話をして。

○安念委員 なぜ団体に話をしなければいけないのですか。だって財務諸表は行政庁にあるのでしょ。彼らのものではないのだから、財務諸表というのは見せるためにあるのです。それ知っていますか。あれは隠すためにあるのではなくて、世の中に見せるためにある。だから了解なんかとる必要は全くないのです。

○厚生労働省 1つ前提として御理解いただきたいのは、例えば不特定多数の投資家から投資を得て企業運営していく企業。これはしたがって透明性ということで、当然公開していくということだと思いますが、実態及び制度上、今の社会福祉法人というのは不特定多数の投資家を相手にするというよりは、公的なお金を入れているので、その限度できちんと透明化を図っていくという問題であったわけです。

○安念委員 だから我々納税者がお金を払っているのだから、全国に見せるのは当然でし

よう。

○厚生労働省（鈴木審議官） ちょっとお聞きいただきたいのですが、その違いがありまして、公的なお金を入れているものもできるだけ透明化を図っていくのは当然だろう。したがって、私ども全ての社会福祉法人にこれを求めていく。ただし、今、現実には企業の財務諸表と同じような公開性の求められ方を社会福祉法人が受けているわけではありませぬので、でもこれははすぐ速やかにそういう状況にいてもらいますよということを今日から始めていきますので、それは今日のあしたということではなくて、一定のお時間をいただいて、しかし、それは別に遅滞なくやっていく。この状況の違いだけは御理解いただきたいと思ひます。私どもは決しておくらせるつもりはありませぬので、全ての社会福祉法人に対応していただくつもりでやりたいと思ひます。

○岡議長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 全然理解できなくて、つまり既に各都道府県に提出しているものがあるということは、全ての社会福祉法人は財務諸表をお持ちですね。ですから、その直近の何らかの提出したものが存在しているわけですから、それに不具合があるないは別として、まずその提出したものを一旦掲示板に貼るなりしなさいということ、速やかに今日でも明日でも発表していただくと、それをすぐにできるきちんとした社会福祉法人は明日に公開するでしょう。それができないという人が仮にいたら、それはとても論理的に不自然で、既に提出したものを出すわけですから、これから何か加工する理由がないはずなので、なので、まずはそれを出していただいて、それが万が一おっしゃっているように各団体、組織、法人によって何らかの違いや何かがあるのであれば、それは半年、1年かけてここを整えましょうというのは御指導が入るのは分からないではないのですが、まずは存在して、既に提出済みの直近のものを速やかに公表することは通達していただきたいと思ひます。通達に半年も1年もかからないと思ひるので、きちんと発表していただきたいと思ひます。

○岡議長 いかがでしょう。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そういう趣旨で、今日明日という形ではなかなか難しいと思ひますが、できるだけ早く、各法人に対して周知を図って開示をさせていきたいと思ひています。

○安念委員 何回も申し訳ないが、各法人に周知しろなんて言っているのではないのです。情報が分かればよくて、いいですか、情報の公開は情報が集中しているときに出していただきと言うのが、一番コストが安いではないですか。だからもし都道府県に情報が集中しているのなら、都道府県はもちろん自分の私物として持っているわけではないのだから、今すぐ公表しなさいってなぜ言えないんですかということ、をみんな言っているのです。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 都道府県といひますか、所轄庁に提出をいただいているのは、あくまでも監督指導に入るための情報として所轄庁に情報提供をいただいているということでございます。ですから目的を変えるということであれば、一定の都道府県

への御説明等を含めて必要になってくるのではないかと考えております。

○岡議長 次のようなことは可能かどうか御回答いただきたいのですが、最もタイミングを早めて、12年度はこの3月に終わっているのに、昨年度の財務諸表はでき上がっているはずだし、私は作っていないところもあるといまだに思っているのですが、全部できるとするならば、12年度すなわち13年3月期の財務諸表を、例えば、向こう何カ月間に公表してくださいという通知を、もちろん通知してフォローもしていただく必要があると思いますが、それは可能ですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこについては前向きにやらせていただきたい。可能といいますか、させていただく方向でやっていきたいと思っております。

○岡議長 そのことを検討した結果、可能である、実施しますというかどうかについて、どうでしょう。1カ月もあれば結論は出せますか。厚労省としてそういうアクションをとるとのことについての回答を1カ月ぐらいの間にいただけると期待してよろしいですか。

○厚生労働省 はい。

○岡議長 委員の皆さん、今のでいかがですか。佐々木さんは明日みたいなことを言っています。

○佐々木委員 何度も言うのですが、基本的に提出済みのものがあるわけですから、検討する理由があまりないと思っています。

○岡議長 今のは、私からの若干の妥協案です。

○佐々木委員 1カ月、今月末のいろいろなまとめにきちんと入ったほうがいいのではないですか。なので1カ月だと少し長いような気がします。せめて1週間かそのぐらいで十分回答いただけるのではないかと思います。

○岡議長 今の佐々木委員からの御提案なのですが、社福の財務諸表の公表については、私どもがこの後、会議として取りまとめ見解を出すわけですが、その中に今の点を入れ込んで厚生労働省さんの方に直ちにお渡しすることにしたいと思っております。今のやりとりで一番早いのは12年度だと思っていますので、12年度の財務諸表をどういうタイミングで公表していただくかということをお急ぎに御検討いただく。その回答を今、佐々木さんから1カ月では我々の答申に間に合わないのに、2週間ぐらいの間にそれができるかできないかを御検討いただきたいと思っております。

大臣、どうぞ。

○稲田大臣 全然違う話なのですが、1番目のことについて先ほど審議官が設置主体によって認可しないということはいけないという通知はできないとおっしゃいました。なぜなら、それはまだ法が施行されていなくて、先取りだからということをおっしゃったのですが、現時点でも例えば株式会社だからという理由で、その理由だけで認可をしないという取扱いは、むしろ合理性はなくて裁量の範囲を逸脱しているのではないのでしょうか。それを新法で明文化するだけであるので、現時点で差別的な取扱いというか、設置主体が株式会社であることだけを理由に認可しないという取扱いはやめるべきであるという通知はで

きるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） この点は第1回から相当御説明を積み重ねてきた問題でありますけれども、まずこれは現状の法律の実態論でありまして、大臣おっしゃるように2年後にはできなくなります。しかし、現在ここで日本で働いている法律の中では、自治体の裁量で株式会社をはねることができるわけです。しかし、この状態を放置するのはおかしいので、待機児童を多く抱えていながら今の法律上、許されるからといって株式会社を排除するというのはいかかなものではないでしょうか。2年後に施行される法律の精神を見据えて、今からそういった積極的な運用をしていただきたいという通知を出すことが、国としてできる限度であると思います。

○稲田大臣 なぜ今、株式会社であることを理由に認可を拒否できるのですか。

○厚生労働省（鈴木審議官） それもこの会議で相当御検討いただきましたけれども、今の児童福祉法の条文の中で自治体に裁量権が認められておりますので、これはある意味、自治体側からすれば法律上、自治体が保障されている権利だということになります。

○稲田大臣 それが私は、ワーキング・グループに全部出席したわけではないのですが、法律の裁量権の範囲内とおっしゃるけれども、合理的な理由がなければ憲法違反ではないのですか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 合理的な理由があつて自治体はしておられますので、個別のケースに例えば訴訟が適格のある方から起こされれば、それは司法の問題になると思いますけれども、それが行政が一義的にどうだこうだと言うことは、今の法制の下ではできないと思っております。

○稲田大臣 株式会社を理由にというのは、合理的な理由があるのですね。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今の法制の下では、それは合理的な理由があるという判断の基に法律が作られております。

○稲田大臣 だから、そこが分からなくて、どうして株式会社だという理由が合理的といえるのでしょうか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 株式会社については社会福祉法人と違いまして、社会福祉法人は財政的な基礎とか人員体制あるいは役員、執行部の体制とか、いろいろな社会福祉法人に対する規制がかかった上で設立されておりますけれども、株式会社はそれとは全然異なった観点から設立の秩序があるわけでありまして、そこら辺の差異を現行の法律では是とした上で、その株式会社であるということで例えば裁量権の範囲内でこれをはじくことができるという法制になっております。

しかしながら、これを国として全面的にいいと思っているわけではございませんで、そこは2年後に法律が成立していて動くわけでございますから、地域の児童のことを考えて、法律の精神をある意味先取りして運用していただいたらどうか。こういうことを国として積極的に示していきたいということでございます。

○安念委員 これ以上議論してもしょうがないが、そんな法制にはなっておりません。それは児童福祉法35条のどこを読んでも、今の鈴木君のようなことはおよそ出てくるものではない。およそ出ません。つまり株式会社だという一字ではねてはいけないという明文がないというだけです。それは株式会社だという一字ではねてよいということを法律が許容しているわけでは全くありません。今、鈴木君が言ったような財務的な基盤とかいろんなことは個別審査の内容であって、カテゴリとして排除していいなんてことはおよそあり得ない。そんな法律解釈をあなたたちはやっているのですか。話にならない。

ただ、これは役人として今の発出できる言動はそれまでだというのは分かります。しかし、それを法理論としておっしゃるなんていうのは全く話にも何もならない。

○岡議長 いかがでしょう。

○厚生労働省（鈴木審議官） 御説明が足りなくて誤解を与えています。株式会社を一義的にはねていいという法律構成になっていないのは安念委員のおっしゃるとおりです。その前提として今、行政として、国としてできるのはこの限度だという御説明をしたつもりでおりますので、今の安念先生の御説明で私ども全く同じ考え方でございます。

○岡議長 林委員、どうぞ。

○林委員 私も稲田大臣のおっしゃられたところに全く同感です。この問題は最初から申し上げているとおり、株式会社ということで差別的取扱いをしていることが許されないという考えのもとに子育て法が去年できているわけですから、差別的取扱いに合理的理由がないことについては確認ができています。審議官がおっしゃられていることは、今の枠組みとして、区の方でそれを上乘せすることをとめられないという、そこは理解しております。でも、今の、区の差別取扱いをしていることがもし訴訟で争われれば、それは憲法違反になるような内容だということなので、法制度で改正しているわけですから、そこは誤解がないようにしていただきたいと思います。

その上で今回の「待機児童解消加速化プラン」というのは非常に私も評価しているのですけれども、国、都道府県、区という三者の責任関係が正直、国民の側から言うと明確になっていないと思うのです。その三者の中での役割分担という現状を踏まえて、多分このプロジェクトで5本の柱にしているのは、国が「もっとどんどん今の状態を変えろ」というインセンティブを経済的な面から与えているのだと思いますし、今回の資料の1ページ目の5.の通知にしても、「国として今できることをやりましょう」ということなので、そこは大変評価させていただきたいと思うのですけれども、欲を言えば国としてもっとできることがあるのではないかという思いです。例えば1ページ目の5.の参入障壁をなくす通知は、いつ出すのか。やはり早急に出していただきたい。それから、盛り込む内容についても、後ろ向きにならないようにしていただきたい。

また、この形で「お示し」できるのであれば、先ほどガイドラインを出せないというお話がありましたけれども、同じ話なので通知ができるのではないかと。寺田副大臣も先ほどおっしゃっていたとおりです。前々回、岡議長から三者で国、都道府県、区の話し合いを

持って、タスクフォースのようにして進めていったらいいのではないかというお話も出て結構経っているのですが、では第1回目はもうなさいましたかとか、私どもとしてはタイムスケジュール、この取組にどのように厚労省が取り組んでくださるのかというところの何かしらお約束をここでいただけないかと思っています。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 今の林先生の御指摘は、私どもも全く同感であります。加速化プランにつきましては、まさに三者一体となってという御指摘も当会議で相当ございましたので、資料を御覧いただきますと足下2年間の緊急集中取組期間という中で緊急プロジェクトを立ち上げることになっておりまして、これは保育の実施主体である市区町村にこれに参画していただく。そして、そこの所管の都道府県にも参画していただき、私どもと一緒にここをやっていくという仕立てにしてございます。

第1回目というお話でございましたけれども、私どもはまずこれに御参画いただけるように今、全国の自治体にいろいろ説明を展開しておりますので、それはのんびりしていられますので、できるだけ速やかにこれを走らせてまいりたいと思っております。

○岡議長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 この株式会社の参入の点、先ほど排除してはいけないという通知は出せないというお話だったと思うのですが、私は通知なのでそれでもいいのではないかと思うのですが、いけないという言葉が使えないのであれば、どういうことは言えるのか。例えば極めて好ましくないとか、場合によっては補助金を減らす。これはちょっとないのかもしれないけれども、そういう書きぶりはできるのでしょうか。

○厚生労働省（鈴木審議官） 書きぶりの詳細な点については、この場でなかなかお答えするのもできませんけれども、もう一度御説明させていただきますと、2年後にこれは国民の合意で法律ができていくという点が、他の自治体の裁量に任されているいろいろな上乘せ基準とか、保育料の問題と大きく違う点だと思っています。それは2年後に国民の同意で走ることが決まっていますので、その精神を先取りしてやってくださいということは通知として書けますので、今、申し上げた中身をきちんと実行されるような通知にしていきたいと思っています。

○岡議長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 話をまた社会福祉法人の会計情報に戻したいのですが、時期が1カ月であろうがあしたであろうが私はいいと思うのです。問題は、出た後それがちゃんと評価ができるかどうか。その意味ではちゃんと出た来年のどこかのタイミングで、社会福祉法人の会計がどれぐらいが黒字で、どの程度が赤字で、あるいは黒字の幅がどれぐらいかといったちゃんとした統計を出していただけないかと思っております、それは毎年公表するなりしていくことが大事ではないかと思っています。

単に見られればいいというものではなくて、社会福祉法人自体の在り方に関することですので、是非定型的な資料として毎年公表するなりの形を整えてもらえないかと思います。

○岡議長 コメントいただけますか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 社会福祉法人の経営の在り方については、今後検討していきたいと考えておりますが、その中でどういうやり方があるのか、その辺を御提案いただきましたので、それを含めて検討させていただきたいと思っています。

○森下委員 逆に公表するとなると、多分、財務諸表も統一感を持たないと意味がなくなってくると思いますので、その意味ではどこかのタイミングでひな形をちゃんと出してやっていただく必要があるのではないかと。先ほど税金が入っているのが特殊だということがありましたけれども、株式会社は特に上場企業であれば一般の方のお金をたくさんいただいているということで、今J-SOXとか厳しい形で見られていますので、本来であれば税金が入っているほうがより厳しいのは当たり前だと思いますので、どちらかと言うと逆だと思います。人数の問題もあるので株式会社、上場企業ほどの基準を求めるのはおかしいと思いますが、一方でひな形も決まっていない、統計も分からないというのは監督官庁いかなものか。むしろ、どちらかと言うとそこがちゃんと指導して、特に税金が入っている分に関しましては、その税金に対してどれぐらい投入効率が出ているかということをしかり見ていかれることが必要かと思います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 御指摘いただきましたので、その点を含めて検討させていただこうと思います。

○翁委員 私もいろいろ伺っていて、厚生労働省は今まで監督してきているわけです。チェックしてきているわけですから、それは堂々と本当は出せるものではないか。監督してきている証として出せるのではないかと私は思うのですが、そこがやや腑に落ちないなというのが実感でございます。

○岡議長 同感です。社福の大きな問題の1つである透明性を高めて、より健全な社福になっていただきたいというのが私の本心であり、そのための1つの手段として財務諸表の公開があるわけです。社福にはいろいろ改革する部分があるかもしれませんが、今回の保育のテーマをきっかけに大変なブレイクスルーになると思うのです。厚生労働省として、健全な社福を育てていくという考え方は当然お持ちだと思いますけれども、その一助として財務諸表の公表は効果的だと思います。先ほど来、それをやっていただくという方針は決まっているわけでありまして、保育の問題がきっかけとなって社福の改善につながるということにもなるような気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 岡議長は先ほど2週間とおっしゃったので、私は今ここで回答いただいたらいいかと思います。

○岡議長 2週間でやることについてですか。

○長谷川委員 それがあれば、記者会見で岡議長もはっきりしたことをおっしゃるのではないですか。それがないとはっきり言って新聞、テレビも書きようがない。

○岡議長 この後、当会議の見解を取りまとめるわけですが、今の部分については、大田議長代理にそれを要請したという形で見解に加筆いただいています。

○長谷川委員 その要請はそれでいいのですけれども、この場で御検討いただければ、回答までいただければいい。

○岡議長 それはお伺いしてみないと分からない。どうでしょう。2週間で回答をいただけるということによろしいですか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） はい。

○岡議長 いただきました。

○山際大臣政務官 今の件に限った話ではないのですが、いつまでにというお尻を切るのは大事だという話が先ほど安全委員からありました。この御報告いただいた中でも取り組んでまいりたいとか、進めてまいりたいとか、協議しますという言葉が並んでいて、私は全然満足しておりません。

例えば2ページの取組を進めてまいりたいというのは、いつまでにやるのか。そういうところがたくさんあるのですけれども、8ページの4番に関しても専門家から御意見を伺ってまいりたい。いつまでに伺って、いつまでに結果を出すのですかとか、やはり期限を区切っていただくというのは規制改革会議として大変重要だと思います。

この曖昧な表現で、取り組んでいただくのは結構なことなのですが、取り組んだまま5年たちますというのでは何も意味がありませんから、是非いつまでというところを今の話も含めて2週間後ぐらいまでには、いつまでにそれをやるのだということを、ロードマップも含めてお示しいただくという形はどうでしょうか。

○岡議長 いかがでしょうか。

○厚生労働省（鈴木審議官） その点についても、当会議から今日おまとめいただく中にお触れいただくことになるのだろうと思っていますので、それをいただければ、最大限尊重して我々はやってまいりたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

大分時間が押していますが、よろしいですか。今日もお忙しいところ、厚生労働省の皆さんには、たびたびおいでいただきましてありがとうございます。非常に前向きな方向を出していただいたと評価しておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

（説明者退室）

○岡議長 それでは、保育のテーマにつきまして、当会議としての取りまとめ案につきまして、大田議長代理から説明をお願いいたします。

○大田議長代理 資料3を読み上げます。

規制改革会議は、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この2年間に待機児童ゼロを目標にあらゆる取組を行うことを主張してきた。

このたび「待機児童解消加速化プラン」が策定され、この2年間で「緊急集中取組期間」

として、約20万人分の保育が集中整備される方針が示されたことを評価したい。下記の事項を含むあらゆる措置を講じ、待機児童の解消を目指すべきである

先ほど厚生労働省から御説明がありました方針について、保育チームで数日前に受け取りまして、厚生労働省と今から申し上げる点について合意を作ってまいりました。●が合意済みのもの、○が今後の課題です。

1. 株式会社・NPO法人の参入を拡大させる。

認可保育所を経営する法人の経営形態を自治体の裁量によって制限することなく、社会福祉法人、株式会社、NPO法人がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、どのような組織形態であれ良質な保育サービスが提供されるようにすべきである。

●保育所の設置主体については、2000年の規制緩和によって制限が撤廃されている。さらに、子ども・子育て支援新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に自治体の裁量で認可しないといった取扱いは許されなくなることが明文化される。経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。あわせて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。

その下に書かれております矢印のところは、この運用に当たってのポイントで、また、私たちが今後の状況を見ていくときのポイントでもあります。

厚生労働省は、通知が出された後の株式会社の参入状況について調査を行い、情報を公表すべきである。

「加速化プラン」によって賃貸方式の施設整備に支援がなされ、株式会社等による施設経営が容易になることを評価する。さらに「安心こども基金」に基づく補助金が多様な主体による保育サービスの提供に資するようすべきである。

2. 利用者のニーズに応え、保育サービスを拡充させる。

自治体が単独施策で進めている認可外保育施設（認証保育所や横浜保育室）が、認可保育所の基準は下回るものの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている現実にかんがみ、その支援を拡充すべきである。

●5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。

補助対象となる基準があまりに厳格で、実質的に機能しないことがないように、今後注視していきたい。

現在、自治体認証の保育施設で行われている長時間開所やゼロ歳児保育が認可保育所に移行しても確保されるよう、第三者評価による情報開示（後述）を充実させるべきである。

「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体について、上乘せ自体は望ましいにせよ、待機児童が多い場合は、保育の質を維持しつつ量の確保も重視すべきと考える。厚生労働省は自治体の取組の状況について公表すべきである。

東京、神奈川、埼玉については既に調査をしていただいていますので、このような調査

を全国において行って公表していただく。

○親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。多様な経営形態を増やすと同時に、今後の課題として、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである。これは今後の課題です。

○認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子供を預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。厚生労働省は、保育料負担の格差是正を図る自治体の取組を支援すべきである。

3. 保育の質の評価を飛躍的に拡充させる。

保育所に対する第三者評価の実施率（2011年度実績3.52%）はあまりに低い。また、保育の質は、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、一人一人の子どもを大切に育てているかという保育の姿勢や保育の内容、利用者（子どもと保護者）のニーズの充足度などの視点にもより重点が置かれるべきである。

●第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡充させる。そのために厚生労働省は、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図り、新制度への移行に合わせて受審率目標を策定する。また、受審のコスト負担の在り方について、新制度施行までに結論を得る。

○今後の課題として、事後的な質の評価の充実にあわせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようその在り方を常に見直すべきである。

4. 保育士数を緊急に拡大させる。

都市部での保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士の資格取得について改善策を講ずべきである。

●保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延ばすことについて、2013年度中に結論を得る。

●保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2カ月を要するが、緊急性にかんがみ、その迅速化について、2013年度中に結論を得る

○保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすべきである。これに伴い試験実施経費が上昇し、試験料（1万2,700円）が上昇することが問題点とされているが、保育士不足の緊急性にかんがみ、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置き、回数を増やすべきである。この点について、7月末までに厚生労働省に結論を求める。

5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する。

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである。

●2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す。

●すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的

に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結論を得る。

この後に、先ほどの皆さんの御議論と議長の取りまとめを受けまして、次の一文を加えたいと思います。後で御意見ください。

2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す。

6. 事業所内保育施設の設置を容易にする。

「加速化プラン」において、事業所内保育施設への支援が充実されることを評価する。多くの事業所で保育施設が整備されるよう、事業所の実態に適合した制度の運用を行うべきである。

●事業所で保育施設を整備する際に、避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）が阻害要因となる場合が少なくない。同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、2013年度中に結論を得る。

保育サービスの整備は、各自治体の自主性を尊重しつつ、政府・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を果たしているが、三者の連携には課題が少なくない。例えば、政府による市区町村の保育行政の実態把握はいまだ不十分である。今後、保育に関する政策の実効性を高めるために、政府・都道府県・市区町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたい。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

我々の見解について、議長代理から説明がありましたけれども、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○安念委員 まとめていただいて本当にありがとうございます。

先ほどの財務諸表の公表ですが、3ページ一番下の●は社福が自分で財務諸表を公開するプロセスについてなら、今年度中待つてやろうというだけの話であって、情報の蓄積はもうあるのだから、今、議長代理がおっしゃった2週間というのは、既往のものを出すなら簡単でしょうという話で、この3ページの最後の●とは全然違う話と私は理解しておりますので、何ら矛盾はないと思っています。

○大田議長代理 今の点は先ほどの文章を●と、もう一つ別の●で出すということですね。分かりました。

○岡議長 そうしましょう。別の●にしましょうか。

○安念委員 どちらでもいいです。

○佐々木委員 別の●にするときに、すぐに出すほうが上ですか。2012年の方はすぐに出すというのが上にあって、全てのところが。

○岡議長 時系列的にその方がいいですね。私もそう思います。

他いかがでしょうか。

○佐久間委員 1ページ目の例の保育所の設置主体に関してですけれども、先ほどの厚労省の話だと、ここの「経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよ

う通知する」ことできない、つまり株式会社であることだけをもって排除することはやっていけないとは言えないという返答だったと思いますが、我々はそれは了解せずに、つまり株式会社であることだけをもって排除することがないよというのがここに入っている。こういう意味だと理解してよろしいでしょうか。

○大田議長代理 株式会社等であることを理由に排除することはしないという通知ですね。

○佐々木委員 というのが、この規制改革会議のメッセージだということで、先ほど厚労省は、それはできないというようなことを言っていたと思いますが、再度そこはそういう通知を出すべきだということでございますね。

○岡議長 ちょっと違います。

○大田議長代理 いずれにしろ新制度では設置主体が株式会社等であることを理由に、自治体の裁量で認可しないといった取扱いは許されないということが明文化されるわけです。したがって、それを踏まえて通知を出すということです。この部分は合意事項です。

○佐久間委員 ただ、それは今すぐに通知を出すということ、つまり株式会社であることをもって排除してはいけないという通知は出せないという理解だと。

○大田議長代理 通知自体は直ちに出す。

○佐久間委員 通知は出すのだけれども、その通知の内容として株式会社であることだけをもって排除することはいけないということを、通知内容にはできないというのが返答だったと思いますが、にもかかわらず、ここではこの経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるというのは、株式会社であることをもって差別してはいけないよということと同義なので、先ほどの厚労省の回答があったとしても、この会議としてはこういう言い方をするといいということですねという確認です。

○岡議長 そうです。それを包含しているというか、株式会社のことだけではなくて、我々がここで言っているのは、経営形態にかかわらずということで、その中には株式会社のことも入っているという理解ですね。

○大田議長代理 そうです。

○岡議長 今の佐久間委員御指摘の部分は、それも含んでいますよということです。

○林委員 取りまとめありがとうございました。私も大賛成なのですが、今日新しく出た点として、山際政務官から御提案のあった2週間ぐらいでロードマップを提出せよというのどこかに入れないでしょうか。先ほど社福の件だけはその点が入ると思うのですが、今日出された資料2にいろいろ書かれていることについて、期限を切ってロードマップを厚労省に出させることが、全体的な回答へのお尻を切るという意味で実質的な効果があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○大田議長代理 2013年度中に結論を得ることは書いておりますので、その経過については随時こちらとしてもフォローアップをしていきたいと思っております。

○岡議長 寺田副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 林委員も御指摘になった例の(7)は、例の上乗せ基準に対する国からの、

やはり今、保育の量の確保にシフトすべきだという部分に対する当規制改革会議の見解はどうかという点と、これは大田代理の御質問で、財務諸表を分かりやすく改善すべきというのがあります。これは今のBS、PLあるいは利益処分表、キャッシュフロー表に加えて任意的特記事項を設けるという意味なのか、あるいは別のフォーマットで分かりやすいプレゼンをすべきという、ちょっとこの中身をお聞かせいただければと思います。

○大田議長代理 まず1つ目の上乘せ基準については、2ページ目の2の1つ目の●の3つ目です。これについて私どもの要請はガイドラインを出すべきであるということでしたけれども、先ほど厚労省から御説明があったように、地方分権の観点でそれはどうしてもできないということでしたので、せめて調査して情報を出してほしい。出すべきだということで、その点については合意ができております。

○寺田副大臣 ガイドラインを出せないことはないと思うのです。先ほどの議論で株式会社は出すわけですから、自治体裁量行為の部分であっても今は量の確保が大事だから、そういうものに十分留意してくださいということは法的にも言えるのではないのでしょうか。

○大田議長代理 違いは、株式会社を排除してはいけないというのは明文化はされていませんが、2000年の規制緩和で認められているわけです。ところが、上乘せ基準がいいか悪いかというのは決められてはいないわけで、厚生労働省の主張としては、ガイドラインがいけないという方向の誘導になるのではないかとということです。ここは結構時間をかけて折衝したのですけれども、せめて情報を出すというところで折り合ったといいましょうか、それが実情です。つまり、株式会社参入とはその点が違うということです。

2つ目の点は山口さんに補足していただきたいのですけれども、今の社会福祉法人の財務諸表では、お金がどう使われているかが必ずしも明らかではないという点があるので、そういう工夫をしていただくということで、その例は山口さんに御説明いただいでよろしいですか。

○岡議長 お願いします。

○山口参考人 社会福祉法人の財務諸表というのは、基本的には企業会計に近いものがありますので、それで全容は把握することはできますが、ただし、やはり細部となると、細部というのは明細のことですが、例えば賃金とした場合にこれが経営者層の賃金なのか、現場の保育士層の賃金なのかというのは明確に分かれていないわけですから、そういった意味では明細が分からないということです。それ以外のところは費用科目はほぼ全容は把握できます。

○寺田副大臣 今の財務基準だと、役員報酬とそれ以外は分かれています。

○山口参考人 社会福祉法人の会計の場合、役員報酬というのは理事会に相当するのですが、理事というのは基本的には報酬がとれないようになっています。その代わりに、理事が園長とか主任とか、そういった現場職を兼務しておりますので、ですから賃金というのが全部そこに包含されておりますから、だから経営者層とその他の人の賃金が分からないということです。

○寺田副大臣 またちょっと教えてください。

○岡議長 この趣旨はそういったことをより改善しましょうということですね。

○安念委員 その点について、今の副大臣の御指摘は大変重要なことだと思います。つまり、財務諸表そのものが分かりやすい必要は全然ないのです。なぜかという、あれはもともと玄人にしか分からないのであって、財務諸表そのものを素人分かりにできるようにしろということではないと理解しております。

つまり、ここで言う分かりやすいというのは、例えば総括表のようなものを作って分かりやすくするとか、そもそもアクセスをしやすくするということであって、財務体質そのものについては、専門家の吟味が得られやすいような環境を作るということだろうと私は理解しているし、誰が見ても分かる財務諸表を作れとか、そういう要求をしているのではないと理解しております。

○岡議長 それはそうでしょうね。

他はいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 4ページの最後の政府、都道府県、市町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたいということが非常に重要だと痛感しています。今回いろいろ答弁に苦勞されていたように、この問題の根深さというのはいろんなことに共通すると思っています。

この三者一体の連携というのが例えば全国連絡協議会を作るとか、年に1回数ばかり多くて実質的な議論ができないような会議を設けるとか、そんなことになっては全く意味がないので、文章に盛り込むかどうかは別なのですけれども、本当に機動性のある取組の具体的な方策のロードマップを示していただきたいと思うのです。

同じ東京にいる国と都がどれだけ遠いかというのを、私はこの問題を勉強させていただいて痛感しました。三者と言っても結局、厚労省は都と話さないのです。区に行くのです。三者と言っても国と都が話し合えていない。都と区、国と区という形です。法律の作りも三者の責務というのが3つに書き分けられていて、それぞれが中途半端と言ったらあれですけれども、最終的に誰がどこで責任を持つのが見えない形になっています。私は国が最終的に責任を持つべきだと思うのですが、それが実施主体である市町村といて逃げられてしまう。本日の文章も完成したものだと思いますので、これでもよろしいかと思うのですけれども、引き続き規制改革会議としては、そういった三者の在り方についての観点をどこかで打ち出せたらいいかなと思っています。

○岡議長 これは大田さんをお願いして入れてもらったのですけれども、産業競争力会議でも私はこの点に触れました。「田村大臣には失礼ながら、できていませんね」と。これはひょっとすると保育だけではなくて、もっと大きい政府全体のいろんな分野でのことかなという問題意識を持っています。

したがって、先ほどの社福ではないけれども、保育のテーマをきっかけに、政府と都と市区町村の連携プレーをやっていただきたいということを政府に訴えていきたい。もちろ

ん、林さんのおっしゃるように、これからどうしていくかの各論具体論を議論すべきだと思います。全国会議だけやっておしまいというのでは全く意味がありません。効果的で機能的なやり方が重要だと思っていますが、今日の取りまとめでは、とりあえずこういう問題提起を出して、これを保育だけではないというふうにフォローアップしていきたいと思っています。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 問題意識として2つ申し上げたいのですけれども、直してくださいということではないのですが、3ページの上から2番目、今後の課題として2のところでも認証保育所で非常に高い利用者の満足を得ているということがございますので、これから質をどう評価するかということに関しては合理性だけでなく、多面性というかそういった利用者の評価を重視して最低基準を是非勘案していただきたいというのが私の問題意識としてございますので、よろしくお願いします。

それから、先ほどの社会福祉法人の会計情報のところも、本当は分かりやすくなるというのは、実際は納税者に経営実態が正確に分かるようにというほうが、より意図が通じるのではないかと。分かりやすくなるというのがやや意味が分かりやすくないように私も感じまして、正確な実態が分かることが非常に重要だということ、もし記者会見などでお話されるときにはお願いしたいと思っています。

○大田議長代理 具体的にもし例えば経営実態が分かりやすくなるようにとか。

○翁委員 私はそういうふうにしたほうが、より。

○大田議長代理 そうですね。財務諸表は厚生労働省との合意のところでは書いてありますので。

○岡議長 我々の見解のところをね。

滝委員、どうぞ。

○滝委員 大変素晴らしいものをまとめていただいて嬉しく思っています。今回、結構具体的な形でやるべきことが固められてきましたが、これには横浜市の例が大きい。2年という目標を林市長が決めてそこをやり遂げてきており、その過程の中ではいろんなことをやっておられる。私も担当の局長さんと2時間ばかり話しをさせていただいたのですが、我々民間がやるのと同じような目標設定の中で素晴らしいアイデアが出てきて、それを形にしているのです。そして、何を得たかということ、たとえば世田谷区に住んでいる人が今、横浜に住みかえているのです。お金の問題はともかくとして、自治体の魅力づくりに関してはすごく成功している。

国が全て合理的に物を決めるというのは悪いとは思っていませんが、やはり首長権限の中での地域の価値づくりということでは、この問題はいいテーマであると思います。そういう意味で、国は頑張っているところに対して補助金を渡して好きなようにやりなさいとか、そういう自主性を持たせるインセンティブを出していくような仕組みがとても大事なのではないかという思いがあります。今回、とても具体的にいい形にできてきている

のは、やはり横浜市がある意味でやり遂げたという中ですごく具体的ないろんな事例が出てきたからであり、今後もそういう首長権限の中での取組を大切にすべきであるという気持ちに私にはあります。

○岡議長 今の滝さんの御意見については私も全く同感であります。最後の取りまとめの「三者連携」の中には、そういう思いも込めて、国、都、区、それぞれがその役割をしっかりと担うということだと思っております。ですから、国が全てやるのでももちろんないし、自治体に全て任せてしまうのでもないという、そこら辺のところは言葉では簡単だが、実行するのは難しい。私は前回の会議で、我々民間企業の連結経営はそういうことですよという話を披露しましたが、行政の場合は企業ほど簡単でないことは承知しております。そういう意味では、東京都であれば区が、地方であれば市の首長のリーダーシップと、どういうまちづくりをしていくのかというビジョンがベースにあることは間違いのないと思います。その中の大きな要因としていろんなテーマがあると思いますが、子育てあるいは保育は特に重要なテーマではないかと思っております。

先ほど、林さんのお話のときに触れましたけれども、私どもが保育という切り口で、三者の連携プレーについて、今後、具体的にフォローアップしていったらよろしいのかなと思っております。ありがとうございました。

○佐久間委員 先ほどの3ページの翁委員が御指摘された会計情報なのですが、ここは財務諸表の財務情報だけを分かりやすくという議論ではないとの確認です。

ですから財務諸表に盛り込まれない例えば関連者取引だとか、理事と幹部との間の関係。これは上場企業であれば開示がある程度要求されているわけですが、そういうものもちゃんと開示されるように持っていくということが、まさに経営の透明性を高めるということですので、そこを考慮していただければと思います。

先ほど山口さんがおっしゃったように理事は無報酬。ただし、理事とその関係者によって賃金が幹部職員の賃金として払われているという実態。あと、関連社取引によって機材納入会社と社福の間で取引があるとか、こういうことがちゃんと公表されていくことが目指す方向だと思いますので、そういう意味では財務諸表だけに焦点を当てると、そこが場合によっては抜けてしまうので、そこだけは注意していただければと思います。

○大田議長代理 御議論を受けまして、このように変えてはどうでしょうか。5のところの今の社会福祉法人の会計情報を分かりやすくなるよう改善し、公開するという部分を次のように変える。

「社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する」にしまして、次の明朝体のところの下から2行目「社会福祉法人の財務情報を公表するとともに」とありますが「社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである」でいかがでしょうか。よろしいですか。

○岡議長 他いかがでしょうか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 今の点はその後、●を2つにした後の2つ目に作る●に含まれると言うことでしょうか。そういう、単なる財務情報の公開以上のことに踏み込む検討までするから、すぐにはできず1年かかる。こういう整理にするということでしょうか。

○大田議長代理 今の点はまだ厚生労働省と打ち合わせたわけではありませんので、少なくとも今、厚生労働省から回答が出ているのは財務諸表について回答が出ているわけで、今いろいろなお話があった経営実態がより実態が分かるようにするというのは、これから継続して取り組んでいきたいと思っています。

○岡議長 山口参考人、どうぞ。

○山口参考人 違う点ですけれども、よろしいでしょうか。

これらのことがある程度実現してくれば、かなりの勢いで保育園が増えると予想されるのですが、その中でも重要なことは、都市部では何度も申し上げますが、保育士数が圧倒的に足りないという状況がございます。それを解消するのに保育士の基準緩和だとかいろいろこの会議でも議論があったと思うのですが、なかなかその壁は突破できなかったと思います。

せめて先ほど、これはまだ今後の検討事項になっていますが、試験を年1回から2回にするというのはかなり有効なことだと思っています。多分ですが、私の感覚で言うと国家試験を受かって保育士になられる方というのは、大体3回ぐらいは受けていらっしゃるわけですが、そうすると最低でも3年。3年たつと前の科目がなくなってあきらめる人もたくさんいるわけですが、それを半分にする、期間を半分にするだけでも、今の緊急対策としては非常に重要なことだと思います。試験料が上がるとか言うのですけれども、ここにどれだけの予算がかかるか分かりませんが、恐らく1億か2億、せいぜい3億、4億程度の金額だと思いますので、失礼ですが、そんなあほな言いわけではなくて、本気でやる気があるのだったら、こんなことぐらいできるのではないかとということで強く要望していただきたいと思っております。

○岡議長 今の点は●にしてしまいますか。試験料が上昇することが問題ということで、国が、例えばある期間、財政措置で試験料を据え置くという要望を我々は出しているわけですけれども、財政負担というのは1億ぐらいですか。副大臣、今の点についていかがですか。

○寺田副大臣 これは規制改革会議として、予算の議論ですから必ずしもスコープではない訳ですが、せつかく加速化プランが総理指示で出ているわけですし、この分野の予算を増やすことは当会議としても問題ないと思います。この間の試算が何万人というのをもう一回精査する必要があると思いますけれども、これとともに規制としては先ほど議論になっている必置規制も継続検討にはなっておりますが、両方要るのだらうと思います。

○岡議長 保育士の数が足りないというのは、以前総理もおっしゃっていましたが、○ですが、この試験の回数を増やす点についても、デッドラインを設けて回答を出してもらおうような言い方にしましょうか。どれぐらいがよろしいですか。

○大田議長代理 次の試験は8月です。

○岡議長 では、8月までに結論を出してください。

○山口参考人 あと、厚労はたしか準備期間がないということもおっしゃっていたと思うのですが、筆記試験というのは8月に1回だけですから、終わった翌日から準備期間があるわけですので、あまり変な言いわけをさせないようにしていただきたいと思います。

○岡議長 今まで毎年8月にやっていたものが8月と2月となるわけですね。では8月までに回答を求めることにしましょう。皆さんよろしいですか。7月中にということですか。

○大田議長代理 文章を確認してよろしいですか。保育試験の回数のところですが、回数を増やすべきではないか。「増やすべき」にしましょうか。

それから、一番上の保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にする、にしましょうか。○がついていますので、これに伴い云々で、回数を年2回にすべきである。下も回数を増やすべきである。この点について保育士試験が行われる8月までに、あるいは7月中に厚生労働省に結論を求めるでよろしいですか。7月末までに厚生労働省に結論を求める。

○岡議長 他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今のやりとりで部分的に修正が加えられたわけですが、それをもって当会議の見解として、長谷川さん、何かありますか。

○長谷川委員 この社会福祉法人の盛り上がった議論の財務諸表のところですけども、この話は私もお伺いしていて本当にびっくりしたのです。それで必ずしも多くの人々あるいは記者が、この問題はこういう大問題なんだということが分かっていないと思うのです。そのあたりは岡議長の会見で是非補足して、岡議長は要するにないところがあるのではないかと思われたと、ここでは踏み込んでおっしゃられたけれども、会見でどう言うかは別として、問題の構図はこういうことなんだということを是非明らかにしていただきたい。

○岡議長 私の気持ちとしては、全く長谷川さんのおっしゃるとおりです。話し方にもよりますが、今回、厚生労働省は相当踏み込んだということにもなるわけです。今までどうしようもなかったけれども、それを踏み込んだという意味で私は評価したい。実は昨年11月の規制・制度改革委員会の介護関係のヒアリングをやって、何度言ってもポジティブな回答をいただけなかった体験をしているものですから。これを見て、私は大田議長代理にすごい副次的効果がぼんと出ましたねとお話したぐらいです。

○長谷川委員 だから一連の議論があったことも踏まえて記事が出ると、これははっきり言ってすごい大きなニュースというか、問題の根深さがよく分かるので、そのあたりを是非大田代理と一緒に丁寧にブリーフィングしていただきたいと思います。

○岡議長 分かりました。それはまた長谷川さんも記事にさせていただいて。

よろしいですか。

○林委員 そういう意味では保育の実施主体である市町村の首長とか、区議会の方に、保育の問題が、投票者の投票選択につながることをアピールすべきで、それをアピールするのはメディアだと思うのです。なので、メディアの方に市町村が実施主体として今、実権

を握っているというか、実施主体として動かしているのは市町村なんだということが分かるようにお伝えいただければと思います。

○岡議長 分かりました。

先ほど滝委員から具体例として横浜市の事例があがりましたが、これは新聞にも既にいろいろ書かれています。今日の記者会見の中で大田さんの方から、あるいは必要であれば私も補足として説明させていただきます。

それでは、大分時間が押していますので、保育については、今申し上げたような形での取りまとめとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、第3議題に入りたいと思います。各ワーキング・グループからの中間報告ということで、翁委員、安念委員、鶴委員、浦野委員の順番でよろしくお願いいたします。

○翁委員 それでは、手短かに健康・医療ワーキング・グループの検討状況について中間報告を行います。資料4-1でございます。

健康・医療ワーキング・グループは8つの検討項目を設置しておりましたが、優先的に検討する事項として再生医療の推進、医療機器に係る規制改革の推進、一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備、医療のICT化の推進ということで検討を行っております。

簡単に申し上げますと、再生医療については既に本会議で見解をまとめておりますけれども、現在、厚生労働省におきまして再生医療関連法案の検討が行われておまして、ワーキング・グループとしてはこれを一層推進するという観点から、先日の観点に沿ってここに書いてあるような内容で、具体的な運用のためのルール整備を求めていくという次第でございます。

医療機器でございますが、医療機器につきましては御承知のとおりデバイドラグの問題が非常に大きいわけでございますので、厚生労働省では現在、薬事法改正法案の検討が行われているところでございますが、ワーキング・グループとしてはこの制度を早く構築し、いち早く先進的な医療機器を国民に届けるという観点から、記載のような点を中心に検討を行っておりまして、法案成立後の具体的な取組について継続して求めてまいりたいという姿勢でございます。

3点目は一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備ということですが、食品に関する機能性表示というのは、いわゆる特保と言われる特定保健用食品や栄養機能食品として一部の食品にのみ制度として認められているわけですが、それ以外のいわゆる健康食品においては機能性表示が認められていないということで、消費者が知りたいというニーズにも応えられておりません。また、国民のセルフメディケーションの推進という観点から見ても、こういった機能性表示を充実していくことは非常に重要だと考えておまして、国際先端テストも活用しながら関係省庁や事業者などからヒアリング、意見交換を行っておりまして、課題の検討を行っております。

記載のような内容の点につきまして、今後、具体的な検討を行っていこうと思っております。

ます。

4点目が医療のICT化の推進でございますが、こちらにつきましては患者の受診から診療報酬に至るまでの医療情報を総合的にIT化していくことが非常に重要でございます。国民みずから健康情報にアクセスしてセルフメディケーションしていくということや、予防医療への活用や遠隔医療の推進にも資するということで、医療全体の効率化や高度化を含めて様々な可能性を秘めているというように思っております。記載のような検討の項目につきまして、制度の見直しについて今後、検討をさらに深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、安念委員、お願いします。

○安念委員 随分時間が超過してまいりましたが、それはお前がべらべらしゃべるせいだよというお叱りもあろうと存じますので、ごく簡単に申し上げます。資料4-2を御覧ください。

項目をまとめていただきましたが、これはこういうことでございます。

経過は3ページに出ております。現在どういうステータスにあるかと申しますと、いわゆる短冊、後についております53項目を1当たり第1回目として、各所管省庁に投げまして、それで第1次のレスポンスは一とおとりもらって、さらに当ワーキングでそのレスポンスに対する対応を考えて、第2次のこちらとしての案を投げかけていて、今その刈り取りの最中というのが現在のステータスです。連休が明けたころには一とおとり各省庁の態度が明らかになるところでございます。

一つ一つは極めてテクニカルですが、概況を申し上げますと極めて意外なことに、かなり重要だと思う項目で、向こうの方から倒れてくれたというのが幾つか出まして、私の時間だけは長い規制改革の歴史の中で、これほど相手が倒れてくれたことがございませんので、どうしたのかなと思うぐらいありました。

それから、第1次の刈り取りとしては相当ポジティブな答えが出まして、滝本室長以下、事務局の面々の御奮闘にまず感謝するところでございます。

ただ、幾つか削除しろとかふざけたことを言っている項目がございますので、これについては絶対こちらから倒れてはいけない。退却を許さず、降伏を許さず、旧日本陸軍と同じで玉砕の覚悟でやってくれと言っているところでございますので、きっと玉砕してくれるだろうと思っておりますが、できるだけとにかく取るつもりでございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、鶴委員、お願いします。

○鶴委員 雇用ワーキングでございます。資料4-3を御覧ください。検討の経緯を書いております。

雇用の分野につきましては3つの大きな柱を立てまして、正社員改革、民間人材ビジネ

スの規制見直し、3番目は規制改革の分野ではないですけれども、セーフティネット、職業訓練・教育の強化という3つを考えていまして、主に最初の2つの柱、最初の正社員改革につきましてはジョブ型正社員。これは職務、地域、労働時間が限定された正社員の雇用ルールを整備する。これは優先項目として扱っています。

正社員改革の2番目としては労働時間の問題。それから民間人材ビジネスにつきましては、これも優先項目は有料職業紹介事業の規制緩和、派遣の問題でございます。優先項目のジョブ型正社員、有料職業紹介事業につきましては、この第2回で有識者がヒアリング、第3回にワーキングとしての考え方を提示しまして、第4回、4月25日に厚労省からヒアリング、我々の考え方に基づいて厚労省の考え方をお伺いするという状況でございます。

別添3のジョブ型正社員の雇用ルールの整備につきましては、かなり詳しくワーキングから考え方、方針を出しています。厚労省と議論した状況は、私は基本的にベクトルは同じ方向を向いているのではないかと。ただ、若干まだ公的な関与について厚労省も今、お考えになっている。ただ、彼らが産業競争力会議にお示しされた資料には懇談会を作って議論する。ただ、来年度ということをお話されていて、そんな悠長なことを言っていたら困りますよと。今日も尻尾を切ってというお話がありましたけれども、速やかに検討をしていただくことで、もっと具体的な法律事項の話についても今、ワーキングで検討して、向こうの方に相談していく状況でございます。

一方、有料職業紹介、派遣につきましては国際先端テストの項目に挙げておりまして、国際比較の視点から規制のやり方をどうやるかというのを、主にそういう視点で考えております。1回ヒアリングをしましたがけれども、まだ若干方向性が出ておりませんで、次回、これは2ページ目の5月9日の会合で、もう一回少しこちらの方針を出して厚労省のお考えを聞く。労働時間についてはまだ厚労省とも議論をしていませんので、次回ここを議論して、6回会合、5月中旬以降にワーキングとしての報告書をまとめていく。これまで出していった資料を組み合わせるような形で、ある意味での包括的な雇用制度改革という姿を描いていきたいと思っております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、浦野委員、お願いします。

○浦野委員 本日、座長の大崎さんが御欠席でありますので、私から創業等ワーキングの検討状況の説明をさせていただきます。

まず規制改革の目的として3つ挙げておりますけれども、これに対する検討項目が非常に多岐にわたります。しかし、今日申し上げます検討項目それぞれ規制改革の目的に沿ったものとなっております。

まずリスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出でありますけれども、日本では今、非常にベンチャー企業の活躍というのが昔に比べてかなり影が薄くなっておりまして、この間の問題は別としまして、これを資金供給の面から応援できないかということを考え

ますと、例えば企業内容等の開示の合理化とか、あるいは新規上場時における最低株主数基準の緩和とか、様々に応援できる部分があると思いますので、こういったところで今、検討をしているところでございます。

リスクマネーということで考えたときに、総合的な取引所の創設によって市場取引の活性化を目指せるのではないかとということで今、検討を開始しているところであります。

インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大ですが、ここにつきましてはまず優先検討項目ということで容積率の緩和・区分所有法における決議要件の緩和といったことを取り上げております。これは現実的にいわゆるマンション、団地の老朽化が非常に進んでいる。これは地震との兼ね合いもあるわけですが、こういったことを建替え等々をやっていこうとしたときに、現状の法律ではかなり実質厳しいといったことが出ておりますので、この辺を緩和していきたい。特に容積率の問題と決議要件の緩和を今、議論しているところでございます。

まだ議論はしていないのですけれども、先進自動車の公道走行試験にかかわる迅速化。これも実際に公道走行試験については様々な規制があって、なかなか技術開発が進まないところもありますので、これを議論してみたいと思っております。

国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境でございませけれども、1つはこのIT化、グローバル化等の社会経済の変化に対して、いわゆるビッグデータビジネスといったものが今後いろんなことを開発していく上で重要と指摘されているわけですが、その中で匿名化された情報の利用制限の見直しといったことが1つの課題になっております。これはやはり企業が保有している情報の活用を促進していく意味で、この見直しを検討してみたいと思っておりますが、これもまだ実際には来週以降に検討していくことになっております。

もう一つ、信書便法の見直しということで、この信書を取扱う分野は今でもかなり宅配便等を含めて変わってきてはいるのですけれども、ここをもう少し踏み込んでみたいといったことがございます。

産業ロボットの問題とか、あるいは市外局番の取得にかかわる問題、新規化学物質の審査制度の見直し等々も進めてまいりたいと思っておりますし、輸出にかかわる通関業務が各税関の所在地でなければいけないというのを、どこか一本でどこでもできるようにしてはどうかといったことも今、検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、今のそれぞれの中間報告について、御意見、御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。松村委員、どうぞ。

○松村委員 創業等ワーキング・グループの最初のページの最後に書いてある先進自動車の公道走行試験に関してです。これは環境・エネルギーのところでは次世代自動車と呼んで名前は若干違うのですが、これと密接に関連していると思います。重要な問題ですので、

情報を共有しながら進めていければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。翁委員、どうぞ。

○翁委員 創業ワーキングの匿名化された情報の利用制限の見直し、ビッグデータは医療のIT化とも非常にかかわる分野ですので、是非情報共有させていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他いかがですか。よろしいですか。それでは、今日の中間報告に基づき、今後、それぞれの検討項目について各省協議をさらに進めて、取りまとめ案を5月中下旬に御報告いただくことになっております。大変過密なスケジュールで申し訳ございませんが、できるだけ多くの項目を答申に入れたいと思いますので、宜しくをお願いします。

次に、議題4として規制改革実施計画というものが載っておりましたけれども、時間が大分押していますので、このテーマは次回の会議で、事務局からの説明、そして皆さんと意見交換をさせていただきたいと思います。

以上で今日の議題は全て終了させていただきました。最後に何か事務局からございますか。

○滝本室長 次回の会議は5月15日に開催を予定しております。詳細は改めて事務局から連絡をさせていただきます。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして会議を終了させていただきます。冒頭、大臣からありましたが、連休の真ただ中にもかかわらず、皆さん御参加、また、大変活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。